

別表 1

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検 体 数 ※ ¹
1	≧ 1	1	0. 3	1
2	≧ 50	2	0. 5	1
	51 ～ 500	3	0. 5	1
	501 ～ 3, 200	5	0. 5	1
	≧ 3, 201	8	0. 5	1
3	≧ 50	3	1 ※ ²	1
	51 ～ 150	5	1 ※ ²	1
	151 ～ 500	8	1 ※ ²	1
	501 ～ 3, 200	1 3	1 ※ ²	1
	3, 201 ～ 35, 000	2 0	1 ※ ²	1
	≧ 35, 001	3 2	1 ※ ²	1
4	≧ 150	3	1 ※ ²	1
	151 ～ 1, 200	5	1 ※ ²	1
	≧ 1, 201	8	1 ※ ²	1
5	≧ 150	3	0. 5 ※ ³	1
	151 ～ 1, 200	5	0. 5 ※ ³	1
	≧ 1, 201	8	0. 5 ※ ³	1
6	≧ 150	6 (3 × 2)	1 (0. 5 × 2) ※ ⁴	2
	151 ～ 1, 200	1 0 (5 × 2)	1 (0. 5 × 2) ※ ⁴	2
	≧ 1, 201	1 6 (8 × 2)	1 (0. 5 × 2) ※ ⁴	2
7	≧ 150	6 (3 × 2)	2 (1 × 2) ※ ⁵	2
	151 ～ 1, 200	1 0 (5 × 2)	2 (1 × 2) ※ ⁵	2
	≧ 1, 201	1 6 (8 × 2)	2 (1 × 2) ※ ⁵	2
8	≧ 150	3	1尾（ピース）を1検体として、各カートンより1尾を採取する。 ※ ⁶	3
	151 ～ 1, 200	5		5
	≧ 1, 201	8		8
9	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの。	1
10	≧ 50	2	0. 5 (0. 25 × 2)	1
	51 ～ 500	4 (2 × 2)	1 (0. 25 × 2) × 2	2
	≧ 501	6 (2 × 3)	1. 5 (0. 25 × 2) × 3	3
11	≧ 50	2 (2 × 1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1
	51 ～ 500	3 (3 × 1)		1
	501 ～ 3, 200	6 (3 × 2)		2
	≧ 3, 201	9 (3 × 3)		3

※¹ 複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

※² 乾燥えび、乾燥野菜、乾燥果実及び茶（抹茶を除く。）にあつては0. 3とする。

※³ しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0. 2 5とする。

※⁴ しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0. 2 5 × 2 = 0. 5とする。

※⁵ 乾燥えびにあつては0. 3 × 2 = 0. 6とする。

※⁶ 活魚車等の輸送形態における検体採取については、1尾を1ロットとする。